

天行健 No11

令和2年7月8日

校長 早崎 保夫

いじめについて

いじめを理由に、若者がかけがえのない自らの命を絶つという痛ましい事件が全国各地で少なからず発生しています。

現在の、いじめを法律によって防ごうという「いじめ防止対策推進法」の成立のきっかけとなった滋賀県大津市の事件（2011 年発生）は、詳細は記しませんが、記憶に残っている方もいると思います。

いじめ過去最多54万3933件（文科省2018年度調査）

文部科学省が昨年度公表した、最も新しいいじめ調査の結果は、前年度（2017 年度）より約13万件増の54万3933件（小中高、特別支援学校）でした。

文科省によると、「以前は悪ふざけの範囲内と考えられていたものでも積極的にいじめと認知し、早期に対応している結果」としてはいますが、それにしても大変な件数で、私たちはこの結果を真摯に受け止めなければなりません。

私たち大人は、痛ましい事件を決して起こさないためにも、そして子どもたちを被害者にも加害者にもしないためにも、「いじめは、いつでも誰にでも起こりうるものである」という認識を持って、子どもたちを注意深く見守っていかなければなりません。

学校でも家庭でも、いじめは絶対許さないという風土の醸成

子どもたちは毎日学校で、多くの人々と関わって生活を送っています。生活の単位も学級を中心として、部活動や係活動など様々です。仲の良い友人もいれば、なんとなく気の合わない人もいます。大人の社会と変わりません。

小さなトラブルは当然、日々起こっていますが、学校では「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢でいじめの未然防止に努めていますので、ぜひご家庭でもご協力をお願いします。

裏面の方が大切

子どもの SOS を見逃さない大人であるために

以下、代表的なサインを列挙しておきますが、大切なことは常日頃から子どもの小さな変化に気づく感性を持つことです。また、子どもが SOS を出しやすい環境を作ることです。SOS を出すことは決して恥ずかしいことではないということを、生徒達にはぜひ知ってほしいです。

- ふさぎ込むことが多くなる
- 口数が減る ●ぼーっとする ●成績が下がる ●忘れ物が増える
- 学校や友達のことを話さなくなる ●教科書や持ち物が何度もなくなる
- ケガ、服や持ち物の汚れがよくある ●学校へ行きたがらない
- いたずら電話や不審な電話がある ●これまでになくお金を欲しがる
- 家のお金を持ち出す ●こづかいでは買えない物を持っている
- 手首をかくす

学校に相談しにくければ、まよわず他の相談機関に相談を！！

心配事がある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。しかし、様々な理由から学校には相談できないという状況もあるかもしれません。そんな場合は、まよわず専門的な機関にご相談ください。

【いじめに特化した主な相談窓口】

- 文科省 24 時間子供 SOS ダイヤル (0120—0—^{なやみ言おう}78310)
- 市いじめ法律相談ホットライン (935-0080) 毎月第2水曜 15:00～17:00
- ふくしま 24 時間子ども SOS (0120-916-024)
- 福島県教育センターダイヤル SOS (0120-453-141) 平日 10:00～17:00
- 福島県警察本部いじめ 110 番(0120-795-110) 平日 9:00～17:00
- 子どもの人権 110 番 (0120-007-110) 平日 8:30～17:15

